

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

香川県教育委員会教育長 淀谷 圭三郎

1 入札に付する事項

(1) 契約目的の名称及び数量

複合機による複写サービスの提供 一式

(2) 複写サービスに係る機器の設置場所等

各県立学校（詳細は、仕様書の「別紙 1 機種一覧表」を参照）

機 種		台数	備 考
1	モノクロ複合機 55 枚機	19 台	18 校
2	モノクロ複合機 45 枚機	38 台	26 校
3	モノクロ複合機 30 枚機	27 台	21 校
合 計		84 台	36 校

(3) その他要求事項等

仕様書による。

(4) 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

① 落札決定に当たっては、各機種の 1 カウント当たりの複写サービス料金に、その月間複写見込数（入札説明書に記載）を乗じて得た金額の合計金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

② したがって、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（＝①で見積もった各機種における金額の合計金額。なお、入札金額積算内訳書「単価」欄に記載する金額は、小数点以下第 2 位までの金額とし、「金額（数量×単価）」欄に記載する金額は、1 円未満の端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

③ 1 カウント当たりの複写サービス料金を契約単価とする。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年7月31日（木）午後5時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：kokokyoiku@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和7年7月4日(金)～令和7年7月11日(金) までの午前8時30分～午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

〒760-8582

香川県高松市天神前6番1号

香川県教育委員会事務局 高校教育課 総務・修学支援グループ

電話番号 087-832-3754

FAX番号 087-806-0232

入札説明書等の交付を希望する者は、入札説明書等交付申請書を提出すること。

なお、電子メールでの交付を希望する者は、以下の交付請求先メールアドレスあてに入札説明書等交付申請書を電子メールで送付すること。

交付請求先メールアドレス：kokokyoiku@pref.kagawa.lg.jp

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年7月14日（月）正午までに、4に示した場所等に対し文書で行うこと。（FAX又は電子メールも可とする。）

回答は、令和7年7月16日（水）午後1時までの間に、本入札説明書交付者全てに対して通知する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出期間

令和7年7月29日（火）午後5時から令和7年7月31日（木）午後5時まで

(2) 開札の日時

令和7年8月1日（金）午前10時

(3) 開札の場所

香川県教育委員会事務局 高校教育課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項

に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 3 時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を、4 に示した場所に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A 級に格付けされている者であること。
- (3) (2) の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は香川県内に支店、営業所等の事業所を有し、かつ、その長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること
- (7) 応札しようとする複写サービスに係る機種が、入札説明書及び仕様書に示す特質等を有することを示す複合機複写サービス提供仕様証明書、並びに据付け・調整の体制及び維持補修体制証明書を提出した者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9 の(7)の要件を満たすことを証明する書類を令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 3 時までに、4 に示した場所に提出（郵送の場合は、令和 7 年 7 月 22 日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札者の参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行

為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者等の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から 5 日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- （1）翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は変更又は解除する。
- （2）落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じることがある。